

平成25年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成25年11月28日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	中塚 尚憲	2番	稲垣 誠亮
3番	北村五十鈴	4番	栢木 進
5番	岩井智恵子	6番	上杵 種雄
7番	東郷 正明	8番	太田 健一
9番	野並 享子	10番	井狩 辰也
11番	市木 一郎	12番	坂口 哲哉
13番	山本 剛	14番	丸山 敬二
15番	鈴木 市朗	16番	矢野 隆行
17番	梶山 幾世	18番	高橋 繁夫
19番	河野 司	20番	立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	富田 久和	総務部長	新庄 敏雅
市民部長	佐敷 政紀	健康福祉部長	井狩 重則
政策監 (高齢者・子育て支援担当)	川端 弘一	都市建設部長	山本 利夫
環境経済部長	竹内 睦夫	教育部長	中島 宗七
政策監 (文化・スポーツ振興担当)	田中 善広	政策調整部次長	玉田 善一
総務部次長	立入 孝次	広報秘書課長	竹中 宏
総務課長補佐	武内 了恵		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	橋 俊明	事務局次長	白井 芳治
課長補佐	遠藤 美穂子	主査	佐々木美砂子

議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議第 9 5 号から議第 1 1 3 号まで一括上程
(平成 2 5 年度野洲市一般会計補正予算 (第 5 号) 他 1 8 件)
提案理由説明
- 第 5 議第 1 1 3 号
(和解のあっせんの申立てについて)
質疑、討論、採決
- 第 6 都市基盤整備特別委員会の設置及び委員の選任
- 第 7 都市基盤整備特別委員会の正副委員長の互選結果の報告

市長提出議案

- 議第 9 5 号 平成 2 5 年度野洲市一般会計補正予算 (第 5 号)
- 議第 9 6 号 平成 2 5 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議第 9 7 号 平成 2 5 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議第 9 8 号 平成 2 5 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議第 9 9 号 平成 2 5 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議第 1 0 0 号 平成 2 5 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議第 1 0 1 号 平成 2 5 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議第 1 0 2 号 平成 2 5 年度野洲市水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 議第 1 0 3 号 平成 2 4 年度滋賀県自治会館管理組合一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 議第 1 0 4 号 野洲市新型インフルエンザ等対策本部条例
- 議第 1 0 5 号 野洲市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 議第 1 0 6 号 野洲市税条例の一部を改正する条例
- 議第 1 0 7 号 野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議第 1 0 8 号 野洲市使用料条例の一部を改正する条例

議第 1 0 9 号 野洲市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例等の一部を改正する条例

議第 1 1 0 号 野洲市営住宅条例の一部を改正する条例

議第 1 1 1 号 市道路線の認定及び廃止について

議第 1 1 2 号 滋賀県市町土地開発公社の解散について

議第 1 1 3 号 和解のあっせんの申立てについて

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

(開会)

○議長 (立入三千男君) (午前 9 時 0 0 分) 皆さん、おはようございます。

秋もだんだんと深まり厳しい寒さに向かう折でございますが、議員各位におかれましても、また執行部の皆さん方におかれましても、十分健康にはご留意をいただきましてこの 1 1 月議会を乗り切っていきたいと思っております。一層の皆さん方のご研さんをお願いしておきたいと思えます。

それでは、ただいまの出席議員は 2 0 人であります。定足数に達しておりますので、平成 2 5 年第 5 回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第 1)

○議長 (立入三千男君) 日程第 1、諸般の報告を行います。

出席議員は 2 0 人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりでありますので、ご了承願います。

地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定に基づき、専決処分報告書が市長より提出され、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

(日程第 2)

○議長 (立入三千男君) 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定により、第 3 番、北村五十鈴議員、第 4

番、栢木進議員を指名いたします。

(日程第3)

○議長(立入三千男君) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの22日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月19日までの22日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付済みの会期日程のとおりですので、ご了承願います。

(日程第4)

○議長(立入三千男君) 日程第4、議第95号から議第113号まで、平成25年度野洲市一般会計補正予算(第5号)他18件を一括議題といたします。

事務局長が議件を朗読いたします。

事務局長。

○事務局長(橋 俊明君) 朗読いたします。

議第95号平成25年度野洲市一般会計補正予算(第5号)他補正予算7件、議第103号平成24年度滋賀県自治会館管理組合一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、議第104号野洲市新型インフルエンザ等対策特別本部条例他条例の制定及び改正6件、議第111号市道路線の認定及び廃止について他その他の案件2件。

以上です。

○議長(立入三千男君) 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに平成25年第5回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは、今議会に提案いたします議案につきましてご説明申し上げます。

本定例会におきましては、議案といたしまして、平成25年度補正予算8件、決算の認

定1件、条例の制定・改廃7件、その他3件の合計19件につきましてご審議をお願いするものです。慎重にご審議の上お認めいただくよう、よろしくお願い申し上げます。

議第95号から議第102号までの平成25年度一般会計補正予算及び各特別会計補正予算について、概要をご説明申し上げます。

平成25年度11月補正案概要をご覧ください。

議第95号一般会計補正予算（第5号）につきましては、1億4,434万1,000円を増額するものです。

主な内容といたしまして、歳出では総務費の基金積立費で財政調整基金に1億1,900万円、公共施設整備基金に1億円を積み立てる他、庁舎等改修事業費で旧東消防署分署の除却に係る解体設計委託料586万5,000円を新たに計上するものです。

民生費では、障がい者への自立支援医療給付費及び移動支援事業費について本年度の執行見込額が予算を上回る見込みからそれぞれ追加し、過年度分の精算による国庫支出金の返還金を追加するものです。

また、児童福祉費においては、さくらばさまこども園整備事業に関しまして、当初予定しておりました関連道路整備について、社会資本整備総合交付金の活用が認められたことから当該事業費を土木費に振り替えるものです。

衛生費では、クリーンセンターの焼却施設の整備配管等に不具合箇所があることから新クリーンセンター整備までの間安定した稼働を図るための修繕工事500万円を追加するものです。

農林水産業費では、環境保全型農業直接支払金で環境保全に取り組みながら環境こだわり農産物の生産に対して交付するものですが、交付対象品目等がふえ、取り組み面積の増によりまして不足見込額708万8,000円を追加するものです。

土木費では、長年の懸案となっておりました篠原小学校の通学路にあるJR柿ノ木原踏切の歩行帯拡幅につきまして、JR西日本株式会社との協議がおおむね整ったことから、次年度の着工に向けて踏切拡幅測量設計費用1,000万円を新たに計上するものです。その他、社会資本整備総合交付金の決定や事業間での調整を行いまして、対象事業費等の減額補正を行うものです。

消防費では、湖南広域行政組合（消防事業）の負担金において、公務員給与費の減額支給措置や旧東消防署除却費用の増加等を差し引き、1,311万3,000円を減額するものです。

教育費では、野洲小学校において、児童の増加により来年度1年生の普通教室が1教室ふえることから、教室への改修費用や教育備品の購入に要する費用を新たに計上するもの他、学校施設やその他施設におきまして台風18号の影響による施設修繕費を追加計上するものです。その他、国の要請による職員給与費の減額支給措置や人事異動等に伴う人件費の所要の補正を計上いたしております。

一方、歳入につきましては、法人市民税において、これまでの実績を踏まえた決算見込みにより、1億2,536万3,000円の増額、国庫支出金及び県支出金の交付決定等に伴う調整の他、不動産売払収入の増額や財政調整基金繰入金の減額などを計上しております。

また、地方債の補正につきましては、各事業費の補正や事業間の振り替えに伴う地方債の調整の他、合併特例債のうち防災行政無線整備事業については、緊急防災・減災事業債への振り替えを行っております。

次に、議第96号平成25年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、794万6,000円を減額するものです。主な内容といたしましては、保険給付費の見込みから所定の組み替えを行い、保健事業費では特定健康診査等事業の糖尿病重症化予防指導等事業において年度内の事業進捗を勘案し一定の事業費精査を行い、その他人件費など、所要の補正を計上しております。

次に、議第97号平成25年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、98万7,000円を増額するものです。今回の補正は職員給与費の調整のみです。

次に、議第98号平成25年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、1,226万6,000円を減額するものです。主な内容といたしましては、地域支援事業等の組み替えと職員給与費の補正を計上しております。

次に、議第99号平成25年度下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、377万8,000円を増額するものです。主な内容といたしましては、下水道事業の地方公営企業法適用化への移行に向け、その準備のための基本計画を策定すべく委託料を新たに計上すると共にその他職員給与費等の所要の補正を計上しております。

次に、議第100号平成25年度墓地公園事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、10万9,000円を減額するものです。主な内容としましては、台風18号による施設修繕費用を新たに計上し、職員給与費の精査に伴い人件費相当分として一般会計への繰出金の調整を行うものです。

次に、議第101号平成25年度工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、280万円を減額するものです。今回の補正は、当初予定しておりました地域開発事業借換債の借り入れ利息が確定したことを受けまして、償還利子を減額するものです。また、その他財源とします地域開発事業借換債を減額するものです。

次に、議第102号平成25年度水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、人事異動等に伴い収益的支出及び資本的支出で職員給与費関係の補正を行うものです。

次に、議第103号平成24年度滋賀県自治会館管理組合一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、本年3月31日をもって解散した滋賀県自治会館管理組合の決算処理で、地方自治法第233条第2項及び同法施行令第5条第3項の規定に基づき、旧組合の管理者であった野洲市長が決算を行い、監査委員の審査を経て、議会の認定を求めます。

決算の概要につきましては、別冊の歳入歳出決算書7ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額3億1,054万3,259円に対し、歳出総額3億930万9,256円で、歳入歳出差引額は123万4,003円となりました。なお、実質収支額123万4,003円につきましては、組合設立当初の負担金割合に応じて組合構成団体に返還を行います。

議第104号野洲市新型インフルエンザ等対策特別本部条例について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき野洲市新型インフルエンザ等対策本部について法律に定めるものの他、組織、会議等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

なお、本条例は公布の日から施行するものです。

議第105号野洲市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方自治法にて設置が定められております行政委員会の委員報酬の額について、野洲市特別職報酬等審議会における所掌事項として位置付けるため、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は公布の日から施行するものです。

議第106号野洲市税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、平成25年度税制改正による地方税法の一部を改正する法律の公布及び政省令の改正に伴い、野洲市税条例の一部を改正するものです。内容としましては、納税義務者が転出した場合も特別徴収を継続することとするものなど、年金特別徴収制度の見直しに係るものや、公社債・株式に係る所得課税の見直しなど、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は、年金特別徴収の見直しについては平成28年10月1日から、公社債・株式に係る所得課税の見直しなどその他の改正については平成29年1月1日から施行するものです。

議第107号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方税法の一部を改正するよう法律の公布及び政省令の改正により、公社債・株式に係る所得課税の見直しなど、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は平成29年1月1日から施行するものです。

議第108号野洲市使用料条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、平成17年の一部改正時に野洲文化ホールの楽屋のうち「主催者控室」の料金に錯誤が生じており、「日曜日及び祝日」の料金が「平日及び土曜日」と同額となっていたものを旧に復すこと、またさざなみホールの料金区分を野洲文化ホールと同様に改めようとするものなど、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は平成26年1月1日から施行するものです。

議第109号野洲市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方税法の一部改正を受け市税条例が改正され、市税に係る延滞金の軽減措置が講じられたことに伴い、他の保険料、使用料等に係る延滞金についても同様の措置を講じるため、関係する野洲市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例、野洲市後期高齢者医療に関する条例、野洲市介護保険条例及び野洲市公共下水道事業受益者負担に関する条例について、必要な改正を行うものです。

なお、本条例は平成26年1月1日から施行するものです。

議第110号野洲市営住宅条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の成立に伴い、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は、法律の施行日である平成26年1月3日から施行するものです。

議第111号市道路線の認定及び廃止について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、開発行為に伴い寄附を受けた公衆用道路2路線を認定するものです。ただし、1路線については終点が変わることから、既設市道を一旦廃止し新たに認定するものです。

これらについて、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議決を求めるものです。

議第112号滋賀県市町土地開発公社の解散について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、当公社が所期の目的を達成し、本年度をもって全ての事業が完了することから平成26年3月31日をもって解散するため、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議第113号和解のあっせんの申し立てについて、ご説明申し上げます。

篠原小学校管理棟改築（建築主体）工事の工事期間中において、基礎杭芯ずれが発生したことから行った建築基準法に基づく基礎構造耐力の検討報告について、滋賀県の審査手続が異例の長期間となったことにより、当工事の完成が約2カ月遅延しました。このことにより発生した仮設校舎の増加費用52万5,000円の負担について、滋賀県及び工事請負業者、工事監理業務受託業者との調整を図りましたが、滋賀県との間においては解決が見込めないことから、当損害額の一部に対する滋賀県の負担を確定することについて、京都弁護士会紛争解決センターに和解のあっせん申し立てを行うため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

なお、先ほど提案説明で申し上げました補正予算の議第95号の補正予算の小学校の校舎増築のところの説明で、「来年度1年生」と申し上げましたが「2年生」の誤りであったようでありますので、「1年生」を「2年生」と訂正いただくよう、よろしくお願いいたします。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

（日程第5）

○議長（立入三千男君） 日程第5、議第113号和解のあっせんの申し立てについてを議題といたします。

これより、ただいま議題となっております議第113号について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第113号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。よって、議第113号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第113号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議第113号和解のあっせんの申し立てについては、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

（全員起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第113号は原案のとおり可決されました。

（日程第6）

○議長（立入三千男君） 日程第6、都市基盤整備特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

野洲市の都市基盤整備についての調査研究等を行うため、委員会条例第6条の規定により、都市基盤整備特別委員会を設置し、付議事件が終了するまで閉会中も継続して審査等を行なうものと思いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。よって、野洲市の都市基盤整備についての調査研究等を行なうため、都市基盤整備特別委員会を設置することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました都市基盤整備特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、本職を除く19人の議員を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました本職を除く19人の議員を都市基盤整備特別委員会の委員に選任することに決しました。

暫時休憩いたします。

(午前9時22分 休憩)

(午前9時40分 再開)

○議長(立入三千男君) それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

(日程第7)

○議長(立入三千男君) 日程第7、都市基盤整備特別委員会の正副委員長の互選結果について報告がありましたので、本職より報告をいたします。

都市基盤整備特別委員会委員長に第16番、矢野隆行議員、副委員長に第8番、太田健一議員。

以上のおり互選されましたので、ご報告いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明11月29日から12月4日までの6日間は議案調査のため休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) ご異議なしと認めます。よって、明11月29日から12月4日までの6日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る12月5日は午前9時から本会議を再開し、議案質疑及び一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さんでした。(午前9時41分 散会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成25年11月28日

野洲市議会議長 立入 三千男

署名議員 北村 五十鈴

署名議員 栢木 進